2　内　容
⑴　保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち，親しみを持って聞いたり，話したりする。
⑵　したり，見たり，聞いたり，感じたり，考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
⑶　したいこと，してほしいことを言葉で表現したり，分からないことを尋ねたりする。
⑷　人の話を注意して聞き，相手に分かるように話す。
⑸　生活の中で必要な言葉が分かり，使う。
⑹　親しみを持って日常の挨拶をする。
⑺　生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
⑻　いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
⑼　絵本や物語などに親しみ，興味を持って聞き，想像をする楽しさを味わう。
⑽　日常生活の中で，文字などで伝える楽しさを味わう。
3　内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては，次の事項に留意する必要がある。
⑴　言葉は，身近な人に親しみを持って接し，自分の感情や意志などを伝え，それに相手が応答し，その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して，園児が保育教諭等や他の園児とかかわることにより心を動かすような体験をし，言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
⑵　園児が自分の思いを言葉で伝えるとともに，保育教諭等や他の園児などの話を興味を持って注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき，言葉による伝え合いができるようにすること。
⑶　絵本や物語などで，その内容と自分の経験とを結び付けたり，想像を巡らせたりするなど，楽しみを十分に味わうことによって，次第に豊かなイメージを持ち，言葉に対する感覚が養われるようにすること。
⑷　園児が日常生活の中で，文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい，文字に対する興味や関心を持つようにすること。

表　現
（感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して，豊かな感性や表現する力を養い，創造性を豊かにする。）
1　ねらい
⑴　いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
⑵　感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
⑶　生活の中でイメージを豊かにし，様々な表現を楽しむ。
2　内　容
⑴　生活の中で様々な音，色，形，手触り，動きなどに気付いたり，感じたりするなどして楽しむ。
⑵　生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ，イメージを豊かにする。
⑶　様々な出来事の中で，感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
⑷　感じたこと，考えたことなどを音や動きなどで表現したり，自由にかいたり，つくったりなどする。
⑸　いろいろな素材に親しみ，工夫して遊ぶ。
⑹　音楽に親しみ，歌を歌ったり，簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
⑺　かいたり，つくったりすることを楽しみ，遊びに使ったり，飾ったりなどする。
⑻　自分のイメージを動きや言葉などで表現したり，演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。
3　内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては，次の事項に留意する必要がある。
⑴　豊かな感性は，自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの，優れたもの，心を動かす出来事などに出会い，そこから得た感動を他の園児や保育教諭等と共有し，様々に表現することなどを通して養われるようにすること。
⑵　乳幼児期における自己表現は素朴な形で行われることが多いので，保育教諭等はそのような表現を受容し，園児自身の表現しようとする意欲を受け止めて，園児が生活の中で乳幼児期らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
⑶　生活経験や発達に応じ，自ら様々な表現を楽しみ，表現する意欲を十分に発揮させることができるように，遊具や用具などを整えたり，他の園児の表現に触れられるよう配慮したりし，表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫をすること。

第2　保育の実施上の配慮事項
1　乳児期の園児の保育に関する配慮事項
⑴　疾病への抵抗力が弱く，心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから，園児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
⑵　園児一人一人の生育歴の違いに留意しつつ，欲求を適切に満たし，特定の保育教諭等が応答的にかかわるように努めること。
⑶　乳児期の園児の保育に関する職員間の連携や学校医との連携を図り，第1章の第3の5に示す園児の健康及び安全に関する配慮事項を踏まえ，適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等，養護教諭や看護師等が配置されている場合は，その専門性を生かした対応を図ること。
⑷　保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに，保護者からの相談に応じ，保護者への支援に努めていくこと。
⑸　担当の保育教諭等が替わる場合には，園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し，職員間で協力して対応すること。
2　満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項
⑴　特に感染症にかかりやすい時期であるため，体の状態，機嫌，食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに，適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
⑵　食事，排泄（せつ），睡眠，衣類の着脱，身の回りを清潔にすることなど，生活に必要な基本的な習慣については，園児一人一人の状態に応じ，落ち着いた雰囲気の中で行うようにし，園児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。
⑶　探索活動が十分できるように，事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え，全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。
⑷　園児の自我の育ちを見守り，その気持ちを受け止めるとともに，保育教諭等が仲立ちとなって，友達の気持ちや友達とのかかわり方を丁寧に伝えていくこと。
⑸　情緒の安定を図りながら，園児の自発的な活動を促していくこと。
⑹　担当の保育教諭等が替わる場合には，園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し，職員間で協力して対応すること。
3　満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項
⑴　生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し，適切な行動を選択できるよう配慮すること。
⑵　園児の情緒が安定し，自己を十分に発揮して活動することを通して，やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮すること。
⑶　様々な遊びの中で，全身を動かして意欲的に活動することにより，体の諸機能の発達が促されることに留意し，園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。
⑷　けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し，相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
⑸　生活や遊びを通して，きまりがあることの大切さに気付き，自ら判断して行動できるよう配慮すること。
⑹　自然と触れ合う中で，園児の豊かな感性や認識力，思考力及び表現力が培われることを踏まえ，自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。